

令和7年度 広報部事業計画（案）

1. 基本方針

私たちが「身近な暮らしの中の法律家」としての地位を確立するためには、司法書士がこれまで果たしてきた役割、そして今後果たすべき役割を広くに周知し、司法書士制度や業務内容、司法書士会の取り組みについて広報活動を行うことは、とても重要である。当会としては、各事業の開催に際し、市町村広報や新聞広告、チラシ等での広報の他、ホームページやSNSでの情報発信を行っている。広報の方法も多種多様であり、今年度もしっかりと戦略を練った、より効果のある広報活動を行っていく必要がある。特に近年司法書士の受験者数の減少や高齢化の問題もあり、関連機関とも連携し、司法書士制度そのものについても、対外的な広報をしっかりと行う。

その一環として、毎年好評をいただいている高校生を対象とした「一日司法書士」の活動は今年度も継続して行っていく。

会員に対しては、引き続き月報やホームページにより執務向上に繋がる情報提供を行うことはもちろんのこと、会の活動についても広く共有できるよう、情報発信をする。

また、相続登記の義務化をはじめとする所有者不明土地問題に関する一連の法改正が順次施行されるため、率先して市民に対し情報を発信する。

2. 事業項目

（1）月報いばらきの発行（月報委員会）

- ①会員に対する情報伝達手段の一つとして、会員向け広報誌「月報いばらき」を毎月1回発行する。
- ②原稿執筆者に対して謝礼（1,000円～3,000円）としてクオカード等の商品券を交付する。
- ③紙媒体の発送についての検討をする。

（2）ホームページの運営（情報化対策委員会）

- ①新着情報の更新並びに会の活動や相談会情報などを発信する。
- ②各部や各委員会と連携し、積極的な制度広報コンテンツを検討する。
- ③SNS等による情報発信を行う。
- ④ホームページのコンテンツの見直しを行う。

（3）8月3日司法書士の日記念事業（司法書士の日記念事業実行委員会）

「高校生の一司法書士」を開催する。開催時期は未定。

(4) 10月1日法の日記念事業

各支部及び関連団体と連携し、「司法書士無料法律相談会」を開催する。
令和7年10月、開催予定。

(5) 成年後見相談会の共催

(公社)成年後見センター・リーガルサポート茨城支部と共催し、成年後見に関する相談会を開催する。令和7年10月、開催予定。

(6) 年賀関連広報

年賀名刺広告などを検討。

(7) 令和8年2月、相続登記はお済みですか月間

2月の1か月間、相続に関する無料相談を県内各事務所で実施する。

(8) 支部が行う市町村における定例司法書士相談への支援

相談員に対する日当等の支給をする。

(9) 空き家・所有者不明土地問題、相続登記の申請義務化への対応

一連の法改正における広報活動を検討。

(10) 魅力ある司法書士制度のブランディング事業

大学等と連携し、司法書士の魅力を伝える機会の提供を検討。

(11) その他

①その他広報部に属する事業